移民政策学会抄録

報告タイトル:バングラデシュにおけるロヒンギャ難民の取扱い

(Treatment of Rohingya Refugees in Bangladesh)

安藤由香里(ANDO, Yukari) 大阪大学(Osaka University)

キーワード:ロヒンギャ、無国籍者、迫害

【本報告の目的と構成】

本報告は、ミャンマー(ビルマ)に隣接するバングラデシュのコックスバザール周辺に、多くのロヒンギャ難民が居住している事実を基に、バングラデシュにおけるロヒンギャの取扱いに焦点をあてる。バングラデシュでの取扱いを明らかにした上で、日本における難民訴訟事件の迫害の解釈に何らかの示唆を与えることを目的とする。報告の構成としては、第一に、1982 年ビルマ国籍法におけるロヒンギャの法的地位を確認する。第二に、バングラデシュにおけるロヒンギャの法的地位を確認する。第三に、第三国定住の停止をはじめとするバングラデシュ政府のロヒンギャに対する姿勢を分析する。第四に、イギリスをはじめとする他国におけるロヒンギャの難民訴訟事例の主な論点を紹介する。最後に、日本でのロヒンギャ難民訴訟事例での論点と迫害がどのように解釈されているかを検討する。

【背景説明】

日本において長年、最大の難民認定申請者の出身国だったのは、下表のように、ミャンマーである。

	2008	2009	2010	2011	2012
1	ミャンマー 979	ミャンマー 568	ミャンマー 342	ミャンマー 491	トルコ 423
2	トルコ 156	スリランカ 234	スリランカ 171	ネパール 251	ミャンマー 368
3	スリランカ 90	トルコ 94	トルコ 126	トルコ 234	ネパール 320
4		パキスタン 92	ネパール 109	スリランカ 224	パキスタン 298
5		インド 59	インド 91	パキスタン 169	スリランカ 255
6			パキスタン 82	バングラデシュ 98	バングラデシュ 169

出所:法務省ホームページ

その中でも、イスラム教徒のロヒンギャは 1982 年ビルマ国籍法で民族に列挙されず、国籍取得を認められていないため、無国籍者となっている。群馬県館林市には数百名のロヒンギャが居住しているとされ、日本は国際的にも大きなロヒンギャ・コミュニティを形成している。

日本において、ロヒンギャが、難民認定を不認定とされた後、不服申立てを行ったが、難民審査参与員に理由なしとされた場合、 難民不認定処分取消の行政訴訟となる場合がある。そこで問題となるのが、難民の地位に関する条約(難民条約)1条 A(2)に定義 される迫害を受ける蓋然性が高いかどうかである。

イギリスをはじめとする裁判例では、真にロヒンギャと認められれば難民の地位が付与されている。多くの「先進国」では、ロヒンギャを語るバングラデシュ人との見分けが問題となっている。他方で、日本の難民訴訟事例では、真にロヒンギャであるか否かは問題とされず、例えば、強制労働を迫害とするかについて争いが多くみられる。このような背景のもと、2012 年 12 月から 2013 年 1 月にロヒンギャが最も多く滞在するバングラデシュ、同じベンガル語を話すインドのコルカタ、タイでロヒンギャ難民の取扱いについて聞き取り調査を行った。相手方は、チュラロンコン大学アジア移民研究所、フリージャーナリスト宇田有三氏、ダッカ大学移民研究所長、UNHCR ダッカ、IOM ダッカ、Narinjara News(ラカイン人メディア)、Kaladan Press(ロヒンギャ人メディア)、Arakan Project(ロヒンギャ支援 NGO)、Mahanirban Calcutta Research Group 等である。

【問題点】

1. 1982 年ビルマ国籍法でのロヒンギャの法的地位

1982年ビルマ国籍法3条では、国民として列挙されている民族は、カチン、カヤ、カレン、チン、ビルマ、モン、ラカイン、シャンである。それ以外には、1823年以前にビルマに居住していた民族とされている。したがって、ロヒンギャは含まれていない。このため、次にあげるようないくつかの人権侵害が報告されている。移動の自由が制限されているため教育へのアクセスが制限される。移動の自由が制限されているので、職業の自由も制限され、生計を立てることが困難となる。婚姻は許可制のため、年数と手続料がかかり、無許可の婚姻が当局に知られると罰金等がある。したがって、出生を明らかにできないため家族票に記載されない子どもや母(実は祖母)の子どもとして登録されることがある。家畜等すべての所有物を申告する義務があり、恣意的な税金が課されている。国境警察であるナサカによる強制労働が村長を通して課されている。

2. バングラデシュでのロヒンギャの法的地位 バングラデシュは難民条約を批准しておらず、難民に関する国内法も存在しない。 ロヒンギャは、バングラデシュで法的地位は

なく不法移民として取り扱われている。この状況は、同様に、難民条約を批准していない、タイ、インドも同様である。

3. バングラデシュ政府のロヒンギャに対する姿勢

コックスバザール近辺には 2 つの正規キャンプ (ナヤパラ、クトゥパロン) と 2 つの非正規キャンプが存在する。正規と非正規の待遇の違いには大きな格差がある。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、正規キャンプの運営をバングラデシュ政府に許可されており、秩序が保たれている。他方で、非政府キャンプは、正規キャンプに入れなかった者たちが、その周辺に居住しているが、UNHCR および NGO は、これらの人々を支援することをバングラデシュ政府に禁じられている。その理由は、より良い生活が他のロヒンギャ難民を誘い出す要因となる、すなわち、プル要因となるからだと説明している。また、バングラデシュから各国への第三国定住は 2006 年から 2010 年まで実施されていた。しかし、2010 年以降、出国許可がおりず停止となった。その理由もまた、プル要因となると説明されている。

	2006	2007	2008	2009	2010	計(人)
カナダ	13	75	76	122	17	303
ニュージーランド			23	27	6	56
ノルウェー			4			4
スウェーデン			19			19
英国			34	109	47	190
オーストラリア				108	134	242
アイルランド				82		82
米国				17	7	24
11th	13	75	156	465	211	920

出所: Kiragu, 2011, p.32.

4. 他国のロヒンギャ難民訴訟の論点 イギリスをはじめとする裁判例では、真にロヒンギャと認められれば難民の地位が付与されている。一番の争点は、果たして申

請者がロヒンギャであるかを見抜くことである。というのは、ロヒンギャを語るバングラデシュ人との見分けが問題となるからである。そのために、ロヒンギャでなければわからない質問を行うために専門家を証人として申請したりしている。

5. 日本のロヒンギャ難民訴訟の論点 日本の難民訴訟事例では、申請者が真にロヒンギャであるか否かは問題とされず、迫害があったかが争点となっている。例えば、

強制労働の事実を認めながら、金銭を支払えば逃れられるため迫害に相当しない、回数がそれほど多くないので迫害に相当しない との判断が出されている場合がある。この迫害の認定基準は他国の裁判例をはじめとする国際基準に合致しているかについて検討 する。また、第三国を経由してきた者がその第三国で難民認定を申請しなかったことに言及する場合、単に経由してきた事実だけ でなく、その国で実質的な保護が受けられるかを考慮することが必要かについても検討する。